

共通一第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	国民健康保険等システム標準化対応委託業務
発注課	保険企画課
選定事業者	株式会社日立製作所 北海道支社

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

地方公共団体情報システムの標準化とは、本市を含む全国の自治体が、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民登録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている施策である。本市の国民健康保険及び国保系収滞納（以下「国民健康保険等」という。）業務においても、この法令上の要請に基づき、令和9年度までにパッケージシステムを導入し、標準システムへの移行を行うこととされている。

本業務は、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「移行フェーズ」として、データ移行や各種テスト等標準システムの稼働に必要な作業を行うものである。

令和5年度に情報システム部が、政令指定都市に標準化対象業務システムの納入実績があるベンダ31社に対し実施した情報提供依頼（以下「RFI」という。）において、国民健康保険等業務については、上記事業者からのみ、所定の期限までに市町村事務処理標準システム及び国保系収滞納機能パッケージ（以下「事務処理標準システム等」という。）を本市に提供可能である旨の回答があった。この結果を踏まえ、国民健康保険等業務については、事務処理標準システム等が唯一本市への対応が見込める標準システムとして、移行準備作業等を進めてきたところである。

この度、事務処理標準システム等の移行作業を進めていくにあたり、前回調査から一定期間が経過し、各ベンダの状況も変化している可能性を鑑み、その状況を改めて確認する必要があると判断した。そこで、令和9年度までに事務処理標準システム等の提供が可能なベンダの有無を調査するため、過去10年の間に、政令指定都市に対応した国民健康保険業務のシステム納入実績のあるベンダに対し、改めてRFIを実施した。その結果、前回の結果と変わらず、本市に対し当該システムを令和9年度に提供可能である旨の回答があったのは、上記事業者からのみであった。

このような状況において、事務処理標準システム等をガバメントクラウド上に構築し、移行を行う本業務について、これを適切かつ期間内に実施することができるには、市町村事務処理標準システムの開発・他政令市への提供及び移行準備作業等を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知しており、具体的なスケジュールを踏まえ本業務への対応が可能と唯一本市に回答している上記事業者以外に存在しないと判断される。

以上の理由から、上記事業者を特定随意契約の相手方としたい。

根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
------	--

決定日	2025年11月10日
-----	-------------